

田口卯吉の株式会社論

鈴木芳徳

目 次

- 一 はじめに
- 二 「会社創立の注意」(明治十七年)
- 三 「合本会社の組織」(明治十九年)
- 四 「会社の組織」(明治二十年)
- 五 イギリス古典学派の株式会社論
- 六 むすび

一 はじめに

鼎軒田口卯吉(一八五五—一九〇五、安政—明治三八)が、株式会社制度そのものについて正面から論じた論説の数はさして多くなく、数篇を数えるにすぎない。かれの株式会社論は、明らかにイギリス古典学派の論調の影響下にあり、反独占の主張を含み、保護下渉を排撃し、法人組織に懐疑的な内容のものであった。かれは、イギリス古典学派に学びつつ、わが国に現実にありうべき株式会社について思考し、その向うべきところについて指針を与えようとしたのである。

以下は、かれの論説を整理し、その論旨を明らかにしようとするひとつの試みである⁽¹⁾。

(1) 小稿は、『証券研究』(日本証券経済研究所)第一〇五巻に寄せた拙稿「田口卯吉の取引所論」の姉妹篇をなすものである。あわせてご参照いただけるとありがたい。これまでのところ、田口卯吉の株式会社論に閑説した研究が皆無であるという事情にかんがみ、小稿は資料紹介の意味をあわせ含んでのものであることを諒とされたい。また、田口卯吉の事歴や関係文献の詳細については、右の拙稿「田口卯吉の取引所論」にゆずり、小稿では省略した。また、第五節「イギリス古典学派の株式会社論」の詳細は、拙著『株式会社論の経済学説』(一九八三年)をご参照いただきたい。

二 「会社創立の注意」(明治十七年)

田口の株式会社論を、さしあたり、執筆年代順に見てゆくことにしよう。

明治十七年、「会社創立の注意」が執筆された。この論説は、明治の初年以來、欧米にならって会社の創設があいついで行われるが、そこには重大な誤りがあるのでないか、という趣旨のものであって、ここでの田口の論評の尺度となっているのは、明らかにアダム・スミスの株式会社論である。田口の言うところに従ってみよう。

王政維新の後、殖産興利以てわが国を富まさんという趣旨の議論が広く行なわれるようになり、とりわけ西歐における「会社の効力」がたたえられ、「けだし事の大にして資本の多きを要するもの、皆会社ならざるはなきなり」と認識され、そこでは会社の利点、長所といったものが、盛に説かれるようになった。

「曰く、一人の資本は限りあり、以て大事を為すべからず、会社の資本は無限なり、以て困難に当るを得べし。」「曰く、一人は死す、会社は死せず。」「曰く、小額なる資本は一人に於ては殆ど用うべからず、之をあつめて会社を創立せば大事業を為すを得べし。」といった調子で、西洋人が会社の利益、長所について述べたところを、更に拡張し潤飾

して主張されるに至った。

こうして維新以来、会社の創立が盛となった。明治二年の為替会社にはじまり、国立銀行、米商会所、株式取引所、正金銀行、海上保険会社、日本鉄道会社、共同運輸会社、その他の私立会社の数は極めて多く、その資本は極めて大となった。明治十五年六月の大蔵省銀行局の調査によれば、私立銀行及び銀行類似の会社の総数五三八、その資本の総額二一五万余円に上るといふ。

このように多数の会社が設立されたが、「その株主となりて利益したりしや否やを概察するに、全体の上においては利益したるもの寡くして損失したるもの多きが如しとは、衆人の認むる所なるべし。」その原因はどこにあるかと田口は問題を投ずる。

その原因を尋ねる前に、田口は、組合商会（パートネルシップ）と会社（コムパニー）との區別に注意をうながしている。「西洋の商社にして、いわゆる組合商会なるものまた一般に会社と表記せり。去れば西洋に遊びしものその富国の原因はことごとく会社にありと想像したるも理なきにあらざるなり。」というのである。

そこで、わが国における会社創立の多くが失敗に終わった原因はどこにあるか。「余つらつらその因て然る所以を尋ねるに、従来我邦に創立したる会社に二種の病源あり、一は会社にて行うべからざるものを会社にて取扱わんと欲すること、二は信用なき主任者を以て事務に当らしむこと是なり。」
右に示された二つの論点について、順次考えてみよう。

第一の論点は、会社事業の業種選択にかかわる問題である。田口によれば、「けだし会社の役員は一商人の如く敏捷なるを得ざるなり。又た組合商会の如く活発なるを得ざるなり。故に相場変動の際に立ちて売買を試み、若くは牛羊を牧畜し、貨物を製造するが如きは、決して会社の役員に能くし得べき所にあらざるなり。又た能く之を為すも決し

て一商人又は組合商会と競争する能わざるなり。」というのである。

では、会社に適した事業とは、具体的に何か。それらを列挙すれば、ガス燈、鉄道、船渠、倉庫、貸家、そしてやや注意がいるが銀行、などであるという。何故、それらの事業が会社に適するか。「要するに、この類の事業は、之を起すに当りて巨額の資本を要せり。而して之を営むに当りて機智あるを要せず。唯だ温厚篤実にして、日々同様の事務を怠慢なく取扱えば可なることなり。これ即ち一商人若くは組合商会を以て営む能わずして、会社を以て能く営業し得べき所以なり。」ところがわが国の場合についてみると、そうでないものが極めて多い。「或いは会社を以て小売商業を営み、小売商人と競争せんと欲するものあり。或いは会社を以て製造を営み、之を以て一個人の製造者と競争せんと欲するものあり。これらは皆、いわゆる山師の企てにして今日に至りては、多く廢滅に至れりといえとも、なお之を企つるものなきにあらざるべし、是れ余の公衆に行うべからざる事業を公衆にて営めりという所以なり。」

第二の論点は、「信用なき主任者を以て事務に当らしむること」についてである。田口は、わが国における事情を次のように整理している。①わが国の場合、公衆を發起する者が資本を持たぬことから、②株主が小株主からのみなり、株主の中に大株主がない、③したがって投票に手段を用い、信用なき者が頭取や取締役になる、というのである。田口のいうところに聞こう。

①「わが国において会社を發起するものを見るに、或いは資本もなく、熟練もなく、唯だ少しく官省の人に交際ありて、請願の手續に便利なりとの一長所を以てその事を企て、他の財主を慫慂するもの多かりき。而して創立の際、官省の許可を得るには、この人のその社に在るは極めて便利なるの事情あり、かつ創立の後といえども官吏と関係多きは、官準会社は勿論、私立会社といえども実に然るものあり。殊に地方の私立会社においてこの事情あるが如し。故にこの交際役の如きものは、何れの会社においても威権あり、他の取締役等は、もっぱらその意見に従わざるべか

らざるに至れり。去れば此の如き取締役の集會はその事務に親切ならずして、とかく貨幣を交際に浪費するの弊を生ずるは自然の勢なりき。」——すなわち、発起人の無資本。

②「殊に驚くべきはわが邦の会社は数多の小株主よりなることなり。けだし会社創立の始めに当りてや、大資本主といえども或は止むを得ずして、之に加入するものなきにあらず、故に株主中大なるものなし。株主中大なるものなし、故に主任者に選挙せらるべきものあるなし。」——すなわち、多数の小株主。

③「是に於てか種々の手段を施して名称上大株主となり以て主任者とならんと欲するもの株主中に起る、恰も大宰相とならんと欲するもの、国会議場に起るが如し。而して之を選挙する株主等も、最初よりその人を信じて募に応じたるにあらざれば、徒らに株主姓名帳に就いて「善そうな」姓名を選挙票に記載するもの少しとせず。去れば投票は勢い手段を行いたる人に落ちて、至極の貧人一朝にして大会社の頭取、若くは取締役となる事なり。之を如何ぞその会社繁昌すべけんや。夫れ天下貧人の俄に富人となり、少年の俄に高位に登るより害あるはなし。必ずその一身を誤り兼て世人を害するの基なるべし。従来わが邦会社の組織此の如くなりしを見れば、従来失敗多かりしも理なきにあらざるを知るべし。是れ余がわが邦の会社に於て、従来信用なき主任者をして、事務に当らしめたるの弊あるを云う所なり。」——すなわち、信用なき主任者。

つまり、一言にして要約すれば、従来わが国においては、「会社を発起する者、多くは資本なくして、而して之れが株主となるもの、妄りに其主任者を選挙するの弊」が見られた、というのである。

それでは、範とさるべき西洋の会社の場合にはどうなっているか。田口の、西洋の会社についての解説に聞こう。同時に、田口には、パートネルシップとコンパニーとコルポレーションという三つの用語の違いについての明確な認識があることにも注目されたい。

「余つらつら洋人の資本を合して事業を営むを見るに、多くは皆、パートナーシップ組合商會と稱するものにして、両三人、若くはそれ以上の者、各々資本と労力とを出して一事業を営むものなり。故にこの場合においては株主は即ち主任者にして、主任者は即ち株主なれば、主任者のその会社に親切なるはもとより論なきなり。これまた會社コーポレーションと稱せり。」

「真正の會社コーポレーション社（合本会社）なるものといえども、実にこの組合商會の性質を有せり。然る所以のものは、その会社は殆んどその取締役等の会社の如き姿あればなり。けだし西洋に於て会社を發起するもの多くはその地方有名の財産家にして、互に有余の資本を分ちて一会社を立て、余暇を以て事務を監察し、安全なる事業を営まんと欲するものなり。去ればその料金の多分は、最初より發起人に於て弁ずるものにして、その余の株主は全くこの發起者を信じて、賛成したる者たるに過ぎざるなり。故にその役員を選挙するに當りてや、發起人の取締役に選挙せらるるは論を待たず、決して賄賂を用いて賛成者を作るを要せざるなり。是を以て取締役等は、一は自家の利益を計り、一は他の株主に対する責任に依じて、その会社の事務に親切ならざるを得ざるなり。」

この取締役の実体については、さらに次のように説明されている。

「余つらつら欧米諸国の会社において、取締役を立つるを見るに、国々少しく異なるありといえども、大約取締役なる者は、別に業とする所ありて日々会社に出頭するがごとき閑散の人にあらず。その会社に出頭するは多く、一週間一兩日に過ぎず。而してその出頭の際、事務をなす時間の如きも極めて少し。何となれば彼れ各々その専務とする所の商業極めて繁忙なるがために、長時間をこれに費やす能わざるなり。たとえば銀行の取締役のごときも、茶商もあるべく生糸商もあるべく砂糖商もあるべく呉服商もあるべし。この人は一週間の内、一二の期日を定めて集合し、割引の許否を議し、社中の行事を査察するなり。然り而して平常の事務、即ち役員を指揮し、帳簿を整頓し、金銀を出納管守するが如き事務は、専らこれを頭取若くは支配人に托して施行せしむることなり（米国に於ては頭取あり、故に頭

取之を施行す、英國に於ては頭取を置くもの甚だ稀なり、故に支配人専ら之に任ず。何となれば、日常の事務の如きは、一箇の老実なる人物の、之を管轄するあれば足ることなればなり。而して斯く取締役等が商業を営むを以て、其日常の取引に振出す所の手形は、勿論その他この取締役と懇意なる商人も、自然この銀行に來りて取引することとなるなり。斯くてこそ取締役は能くその行務を監督して而して兼ねて銀行の声価を増益するの効驗ありといふべきなり。けだし会社の組織此の如きは、大にその營業をして鞏固ならしむるの事實ある者なるべし。」

三 「合本会社の組織」(明治十九年)

明治十九年に執筆された「合本会社の組織」は、わが国において無数に発生した小合本会社の崩壊を見て、会社の組織について論評を試みたものである。

「近年わが邦に発生したりし小合本会社はすべて見事にも失敗し了れり。その將に興らんとするや、その勢い殆ど當るべからざるものあり。巨大なる招牌を店頭に掲げ、勸業、勸工、勸農、公利、国益、等の文字を社名となし、筆太に之を書して以て外觀だけは十分立派に裝飾し、一時の盛栄を世に示したりしが、その失敗の様はいかにも憫れにして、その頭取、取締役等は何れの時にか退去し、その資本金は何れの日にか飛散し、その株主と預主とは懸合うべき相手の在宅せざるに苦しみ、伴頭と小使とは自身の知らざる事に非常の悪言を蒙ることを嘆き、種々悶着の末、ついに泣寝入に帰して止めり。」

その原因はどこにあったか。

「何故にわが邦の小合本会社はかくはかなき最後を示したりしやと尋ぬるに、明治十五年以後わが邦に起りたる商業上の大波瀾の大原因たることはもとより論を待たずといえども、その会社の組織もまた自ら之を破壊せしむるの元

素を含蓄したりといわざるべからず。何を以て之を云う。其局に当り、其事を執るものの自ら出だせる資本極めて小額なるを以て之を云うなり。」

すなわち、会社の組織それ自体に問題がある、というのである。

「そもそも合本会社の発起人たるもの果して何等の経験ある人ぞや。果して何等の財産ある人ぞや。それ会社を維持するの経験とは財産を得るの経験なり。故に財産なきものは経験なきものと称して可なるべき人なり。然るに従来会社を企画したりしものは、この二者に於ては全く之を欠きたり。唯だ勸業とか国益とか云うが如き空漠たる意見を有すだけの人物なりき。この人物にして俄かに身分不相当なる貨幣を托せらるる、何ぞその事業の成功を望むを得んや。」

発起人たるものの無資本、無財産、無経験、ここにその究極の原因があると見る。次いで田口は、実に具体的な提言を以てする。

「然らば則ち、如何なる組織を以て最も無害なるものと称すべき乎。余輩の見る所を以てするに、其局に当り、其事を執るものの資金は少くも其会社を以て自己の財産と同一視するに足るものならざるべからざることを思うなり。たとえ、一百万円の会社においては六七千円は当局者の資金なるべく、十百万円の会社においては五六万円は其資金なるべく、百万円の会社においては四五十万円は其資金なるべく、此の如く当局者の資金十分なるにおいては、この会社はこの当局者のために重負担にあらずして、その貨幣を運転するにおいて綽々余裕あるのみならず、なお十分に節約を勉め利益を増進せんと勉むるものなり。」

それでは、会社とはそもそもいかなるものか。田口は、株式会社とは、組合商會に小株主の付いたものである、と考える。ここに田口の株式会社論の核心がある。

「之を簡単に評せば、会社とは組合商會に小株主の附屬せるものなり。小株主は唯だその当局者を信じ、殆ど預金を爲したると同一の心組を以て之に加入せるものなり。故に当局者のその事務に親切なるは他人に対するの義務にあらずして、自己の財産と名譽とを保存するに必要なるが爲に発するものなりと稱して可ならん。」(傍点は引用者)

つまり、田口は、株式会社をパートネルシップに引きつけて理解する。といって、株式会社とパートネルシップとは異なることも明瞭にされている。田口はこう言う。

「唯だ会社の当局者と組合商會の当局者と性質を異にする一点あり。たとえば、組合商會の当局者は自身に労働するものなりといえども、会社においては頭取若くは支配人において万般の事務を行い取締役は唯だ大事においてのみ会社に出頭して決断するが如きこと是なり。然れども是等の数件を除けば、西洋の会社は殆ど組合商會と同一なるものなりとす。」

この論説の末尾には、会社法発布への期待が語られている。

「余輩之を聞く、わが政府將に会社法を発布し大にその組織を改良し、その結合を鞏固ならしめんとせらると。是れ実に当今の急務というべし。」

わが国の会社法は、明治二十三年(一八九〇年)の旧商法をもって始まるのであって、田口のこれらの論説がそれ以前の前時代におけるものであることが記憶されねばならぬ。

四 「会社の組織」(明治二十年)

明治二十年に執筆された「会社の組織」は、叙上のような田口の株式会社論を総まとめした評論である。この評論における論点は、二点にわたる。「一は会社にて行ふ事業の性質、二は会社の組織」である。

第一の論点たる「会社にて行ふ事業の性質」についてみよう。

田口の結論を先取りすれば、「会社を以て活発なる事業を営まんと欲するは誤りなり。会社は決して一個人に敵するものにあらず、又決して組合商會パートナーシップに敵するものにあらざることとは、彼の政府に於て営める商業の会社に敵する能わざると同一なり。」というのである。

これをやや具体的に説明すれば、次の如くである。

「会社を以て行ふべき事業は、遅鈍にして、不活発なるものに限ること昭々たり。鉄道の如く切符を売りて乗客貨物を運搬し、瓦斯の如く石炭を焼きて点燈し、船渠の如く船舶の出入船荷の上下に付て手数料を徴収し、貸家の如く家屋を建てて家賃を定め、水道の如く飲量により割前を立つるもの、是れすなわち会社に相当したる事業にして、相場の高低に従いて、売買せざるべからざるが如き、活発なるものは、会社に不適当の事業と知るべし。」

そのことは、会社を以て行ふべきでない事業について考えてみれば、より明瞭となる。

「会社を以て、外国貿易を営むと仮定せよ、その役員は、決して、彼の勉強すればその利全く自己の有に帰し、怠慢すればその損全く自己の産を害する所の組合商會の鋭敏なるに敵すべからざること論を待たざるなり。其の例証、遠く之を海外に求むるを要せず、明治十一年以後明治十四五年に至るの間、わが国に勃興したる泡沫会社が、皆かかる性質の事業を企て、ことごとく失敗したるを見て知るべきなり。」

こうして、会社を創立するについては、「成るべく其資本を鉄道、船渠、若くは家屋の如き、不動の事業に注ぎ、利益自ら之より生じて、役員は唯だ其番人たるに止り、資本運轉の心配を要せざる事業を選ぶ事」が肝要となる。「故に余を以て之を見るに、会社を以て行ふべき事業は、余り精神を費やすを要せざる事業、則ち隠居仕事に限ることを思ふなり。」

第二の論点、「会社の組織」について次に見ることにしよう。田口は、「取締役には成るべく資産あるものを選ぶこと」を勧奨する。つまり、「会社の組織」論における枢要の点は、取締役のあり方にある、と見るわけである。

取締役のあり方は、すでに、「会社を以て行うべき事業」の内容から規定される。「会社の事業既に隠居仕事なれば、会社の組織また能く隠居を容れざるべからず。」という。田口には欧米諸国における会社の取締役のあり方が模範として設定されている。

「余つらつら欧米諸国の会社の組織を考うるに、会社の全権は取締役会議にありて、この取締役会議は、実に隠居会議と称すべきものなり。けだしこの取締役なるものは、資産ある商人、若しくは商会の主人にして、皆な活発なる商業を営むの人たるや論を俟たず。然れどもその会社を組立つる所以は、素と余剰の金の遣り場なきがために、安全なる使用法を得んと目的に出ることなれば、その会社に來りて事務を觀察するも、また自己專業の余暇、則ち隠居時間を以てする事なり。今その実況を略述せんに、おおよそ欧米において会社の取締役たるものは、わが邦の如く貧にして、且つ閑暇あるものにあらず。貧にして且つ閑暇あるものは、実に支配人なり、甲呉服商、乙砂糖商、丙製造主、丁穀物商、戊紡績商など相会して協議して曰く、茲に一人物あり、その才能く一社を整理するに足り、且つ貸金事業においては既に実験に富めり、幸に今、職業なし、之を支配人とし、各々若干の金を出して以て銀行事業を営まんと。この協議はすなわち銀行創立の第一着手なり。故に銀行創立の後、平素の常事、たとえば役員を任免黜陟ちゅうていやくするが如き、帳簿を整理し金庫を管督するが如きは、一切挙げてこの支配人に托することにして、取締役は日を定めて集會し、割引貸付の如き大事を決行するといふといえども、実は支配人の意見を採用するものなり。然り而して、他の株主のその資本を出だす所以の者は、全くこの取締役の身代を信じ、殆ど預金を為したるが如き思想を以て、その募集に應ずることなり。是を以て取締役は年々選挙せらるといへども、それは唯だ儀式上の事にして、変更あるなし。何とな

ればこの取締役を変更すれば、会社は傾廃すべければなり。然り而して、その取締役の株数もまた殆んど全株の半を占むるを以て容易に動かすべからざるなり。欧米会社の組織、大略此の如くなりとす。」

こうした西欧諸国の状況と比較してみると、わが国における会社創立の事情は全く異なる。

「従来わが邦に創立したる会社の組織は、全くこれに異なり、明治十四年以前、物価騰貴し、諸業繁栄するに当り、会社の創立を各地に企画したるは、多くは身に一銭の資金なく、また寸毫の実験なく、唯だ少しく欧米の書を解し、若くは数部の翻訳書を閲し、その智は以て條例の精神を説明するに足り、その弁は以て地方の富豪を説破するに足るものにして、兼ねて官府の間に往来するの便を得たるものなり。此輩の事業を企つるや、先ず主意書において盛に事業の性質を述べ、曰く輸入を防ぐなり、曰く輸出を勧むるなり、曰く国益を興すなり、曰く物産を蕃殖するなり、曰く地方の事業を改良するなり、曰く人心を奨励するなりと。」

このように資金もなく、経験もないものが発起人となり、富豪を説いて株金を出させるにしても、富豪は冠婚葬祭、義捐金のつもりで出資するにすぎず、しかしまた富豪が出資したことに惹かれて他の無算の者も出資する——これがわが国に創立される会社の実態である、と田口は見る。

「此の如き方法を以て、会社を組織するが為に、此会社には取締役たるに適當なる人物あらざるなり。」「けだし貧困なる取締役を選舉するは百般弊害の基なり。従来貨幣を取扱うに慣れざりし人にして、俄に大金を托せらるるは、恰も趙括が俄に大軍に將として趙兵四十万を失いたる如し。心驕り神慢し、自ら以て大資産を得たりとの感を為し、その衣食居宅より飲食器物に至るまで、皆將に面目を一新せんとす、何ぞ彼の毎事料理店の樓上、芸妓の面前に決するを異まんや。」「ひっきょう取締役等が他人の資金を托せられて、自ら富豪を致したるの想像を為すは、大なる誤謬なりと云わざるべからず。」

以上が、一、会社にて行ふ事業の性質、及び、二、会社の組織、についての田口の所見である。さらにこれに添えて、政府の干渉の問題が次のように指摘されている。

「余は斯く会社の組織に就いて考察するに当り、政府の官吏が会社の創立に干渉するの弊害に注目せざるを得ざるなり。けだし官吏が地方人民に説諭し、資金を出ださしむるの効力あるは、決して彼の素寒貧の弁才半可通の若檀那の比にあらざるなり。然れども是れ皆、心に欲せずして資金を出すものなり、心に欲せずして資金を出す、是を以て其の金額は全く御義理合の小額に止まるは自然の勢なり。去れば其全株満盈し、第一總會を開くに当てや、小株主続々会場に雲集して、討論紛議沸くが如く、或いは会長の説明の足らざるを責め、或は発起人の方案の不可なるを論じ、彼の義理合のうっぶんをこの会場において晴らさんと欲するもの往々之あるが如し。是れ第一の瑕瑾なり。けだし当局者が株主に不利なる挙動をなすがごとき、最も責むべきことなりといえども、若し当局者にして、多数の資金を出すときは、決して此の如き挙動を為すべき理由なし。」

この点よりして、田口は、次のようにいう。「株金の募集には、決して懇談若くは強迫の如き手段を用うることなく、全く自由に任し唯だその加入せんと望むもののみを許すこと是なり。此方法にして創立するを得ば、宜しく創立すべし。若し此組織を得ざらん乎、其会社は恰も固疾ある人の如し、成功覚束なし、むしろ最初より創立せざるの勝れるに如かざるなり。」

五 イギリス古典学派の株式会社論

叙上のような、田口卯吉の株式会社論が西欧におけるいかなる所説に由来するものかを直接に検証する手だては今のところ見あたらない。只、その内容について見るとき、アダム・スミスやJ・S・ミルの所説と深く関係している

ものように思われる。そこで以下では、アダム・スミス、並びにJ・S・ミルの所説について簡単に解説・紹介し、田口卯吉の所説に重ね合わせてみることにしよう。

(一) アダム・スミスの株式会社論

アダム・スミスの株式会社論の根本的特徴は、個人企業に比べての法人企業組織にたいする不信と憂慮にある。白人ならば、かれ自身が時々刻々の変化に対応してゆくであろうが、法人組織にはそうした対応力が欠除している、というのである。スミスにおける自然人としての経済人への信頼は、裏がえしてしまうと組織への不信となっている。

とはいえ、株式会社には、株主や取締役が存在する。組織といい、法人といっても、しょせんは自然人が集って作り出したものなのだから、その中に自然人がいないわけではない。いま、株式会社における株主と取締役とにたいするスミスの評価を聞けば、次のごとくである。

株主について——「株主の大部分は、会社の業務についてなにごとかを知ろうとはめったに主張しないものであって、自分たちのあいだに党派心でもはびこらぬかぎり、会社の業務の世話などはやかず、取締役がこのくらいが適当だと考えておこなう半年または一年ごとの配当をうけとり、それで満足しているのである。」(『諸国民の富』、岩波文庫版、大内・松川訳、四、九二頁)

取締役について——「取締役は、自分の貨幣というよりも他人の貨幣の管理者なのであるから、小心翼翼とその貨幣を管理するものとは思われない。かれらは金持につかえる執事のように、小事に注意すると主人のこけんにかかわると考え、注意を怠るのをなんとも思わない。それゆえ、このような会社の業務の運営には、怠慢と浪費が多かれ少なかれつねにはばをきかせざるをえない。」(四、九三頁)

こうしてスミスは、組織の中にいる自然人は、なるほど個人に違いないが、経済人とはみなされえない、とするのである。それはつまり、他人に資本を委ねたり、他人の資本を委ねられたりしているにすぎない。そのことは、スミスのいう経済人という規定の中に、自ら資本を機能せしめ、かつ自ら資本を所有するものという、二重の規定が暗黙のうちに含まれていることを意味する。

株式会社は、経済人を欠く。単なる組織にすぎない。組織内部の個人は、およそ経済人の名に値しない。だから、株式会社には、自律的な行動規範が成立しえない。

そうであるとするなら、株式会社を無くしてしまえばよさそうなものであるが、そうはいかない。何故なら、株式会社の形を採らざるをえない事業分野というものがあるからだ。それは、一般的に必要とされる公共事業であって、巨額の資本を要し、利潤率が低く経費をつぐないきれない事業種類がある、ということである。

とすると、株式会社の存立を限定的な範囲においてにせよ、認めざるをえない。存立を認めるとすると、そこにはどのような行動準則を期待すればよいか。

スミスの答はこうである。決りきった、型にはまった、千篇一律の業務内容のものだけに株式会社を限定すればよい、というのである。つまり、業務上のルールが、単純なルーティン・ワークに還元できる業種に限定すればよい、というのである。スミスは、そうした業種として、銀行、保険、運河、給水、の四業種を示している。

スミスに聞くことにしよう。

「株式会社が排他的特権なしでも成功的に営むことができそうに思われる事業は、そのあらゆる活動を日課に還元してしまえる事業、つまり、そういう活動をほとんどまったく変更する余地のない型にはまった方法に還元してしまえる事業である。この種のものとしては、第一に銀行業、第二に火災・海難および戦時捕獲に対する保険業、第三に

航行可能な堀割または運河を開設したり維持したりする事業、そして第四に、大都市への給水というこれと類似の事業がある。」(四、一一六頁)

(二) J・S・ミルの株式会社論

J・S・ミル (John Stuart Mill, 1806-1873) には、工場制工業による大規模生産を評価しようとする姿勢がある。そうした現実認識をもとにして、ミルは株式会社設立の自由について、レッセ・フェールの原則が貫かれるべきことを主張した。スミスにおけるような、銀行・保険・運河・給水の四業種に限定しての株式会社化という立論は、すでに歴史的に過去のものとなっている。

しかし、だからといって、法人企業組織というものに対する不信、危惧、憂慮、懐疑が、完全に消え去ったわけではない。たとえば、ミルには次のような叙述がある。

「主たる利害関係を有するただ一人の人物による個人的経営というものは、いかなる種類の共同経営に比べても、大きな優越性をもっているのである。」(『経済学原理』、岩波文庫版、未永訳、四、一七四頁)

「政府の事業経営は、たしかに、文字通りに頼まれ仕事、注意の行き届かないもの、非能率なものであるが、しかし株式会社の経営も一般に今日まで同様であった。」(四、三三二頁)

法人企業組織というものに対するこうした不安と不信を取り除こうとすると、個人企業経営の利点とつぎ木するところが望ましい。ミルは、そのつぎ木のためのいくつかの方策を提案しているが、結局のところ、株式会社よりも株式合資会社のほうを望ましいとする。株式会社の場合には全社員が有限責任であるが、株式合資会社 (société en commandite par actions) の場合には無限責任社員を擁するからである。ミルは、一八五〇年、「中産および労働諸階級の貯

蓄の投資にかんする特別委員会」で証言したさい、「あなたのご意見は、株式合資会社については無条件賛成、有限责任のジョイント・ストック・カンパニーについては決めかねる、ということでしょうか。」と尋ねられて、「そうですね。」と答えている。また、「あなたは株式合資会社の最大の長所は、無限責任、つまり経営者の完全な責任にあるとお考えですか。」という問いに、「そうです。それと公開性の便宜です。」と答えている。

当時イギリスでは、株式合資会社は禁止されていた。ミルは、フランス法の認める株式合資会社をイギリスに導入しようとしてその法制化を求めた。ミルは、いう。「このような禁止に対して納得がゆくほどの弁明がなされたことは、私の知っているかぎり、いまだかつてない。」「会社の指揮に参与するすべての人がその全資産をもって責任を負っているから、慎重な経営をなすべき動機が減ずるいわれは、すこしも存在しない。」(四、二二六頁)

ミルの場合にも、株式会社への不信は最後まで拭い去られることがなかった。個人企業なら自然と具えている個人的利害関心というものと、いかにつき木するかが、ミルにとってのひとつの課題であった。利害関心ということは、責任の問題と表裏する。株式合資会社に固執する理由の一半は、恐らくそのあたりにあるであろう。

(2) アダム・スミスが抱いた株式会社組織への危惧の念は、後代に広汎な影響を及ぼした。Walter Bagehotは、一八八〇年に刊行した*Economic Studies*の中で、スミスの名を挙げながら、株式会社の無能さを指摘している。(The Collected Works of Walter Bagehot, Vol. XI p. 256)

六 む す び

最後に、田口の株式会社論の特質を二点に整理しておきたい。

第一に、田口の立論は、抽象論のようであって、実はひとつの政策提言となっている。経営者に人を得ないという

現実が前提となって、個人企業にできるだけ近いタイプの合本が推賞される。田口は、パートネルシップ（組合商會）においては、株主は即ち主任者、主任者は即ち株主であると述べ、株式会社とは、このパートネルシップに小株主の附属せるものと見、株式会社はこうした形のものであるべきだと主張する。ミルがかつて、株式合資会社形式を専ら推賞したことがここで想起されてよい。

第二に、スミスやミルの株式会社論は、いずれの場合であっても、マクロの経済社会のあり方と密接に結びつけられて論じられていた。スミスの場合についていうと、経済人のおりなす経済社会の秩序との関わりにおいて、そしてミルの場合についていうと、自由の論理の延長上に、さらにはアソシアションの熟成を見はるかしての位置づけとなっていた。だが、この観点は田口には無い。あるべき株式会社については古典学派に学んだとはいえ、あるべき経済社会の映像との関わりにおいて株式会社を位置づけるという視角は田口には存在しない。この点からいうと、田口の株式会社への視野が局限された性格のものであったと評されよう。

とはいえ、明治十年代という極めて早い時期に、しかもわが国会社法の成立に先んじて、これだけの株式会社論を提供しえた田口卯吉の力量は決して没却されるべきものではない。

参考文献

- 一 田口卯吉の株式会社に関する論説（小稿で関説したもの、年代順）
 - (一) 「会社創立の注意」、明治十七年十月十一日、十月十八日、十月二十五日、『東京経済雑誌』、第二三五号、第二三七号、のうちに『統経済策』、明治二十三年、に収録。全集第四卷収録。
 - (二) 「合本会社の組織」、明治十九年七月十七日、『東京経済雑誌』、第二三五号、全集第四卷収録。
 - (三) 「会社の組織」、明治二十年一月十五日、一月二十二日、『東京経済雑誌』、第三五〇号、第三五一号、のちに『統経済策』、

明治二十三年、に収録。全集第四巻収録。

二 株式会社に関する文献（小稿で直接、間接に利用したもの）

(一) 鈴木芳徳『株式会社の経済学説』、一九八三年、新評論。

(二) 岡田与好『経済的自由主義』、一九八七年、東大出版会。

(三) この時期の株式会社制度導入の歴史については、菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』、一九三二年、岩波書店、上田貞次郎『株式会社経済論』、上田貞次郎全集第二巻、一九四四年、日本評論社、高橋亀吉『我国企業の史的発展』、一九五六年、東洋経済新報社、伊牟田敏充『明治期株式会社分折序説』、一九七六年、法政大学出版会、福島正夫編『日本近代法体制の形成』、一九八二年、日本評論社。